接骨院・整骨院のかかの方

健康保険が

<u>使える場合と使えない場合</u>

があります

健康保険が使える

- ◆日常生活やスポーツによる外 傷性の打撲・捻挫・挫傷(肉 ばなれなど)
- ◆骨折・脱臼(応急処置の場合を除き、継続治療をする場合は、医師の同意が必要です。)

健康保険が使えない

- ◆日常生活からくる疲れ,体調 不良や単なる肩こり
- ◆スポーツなどによる筋肉疲労 の改善
- ◆病気(神経痛・ヘルニアなど)
- ◆脳疾患後遺症の慢性病
- ◆労災保険が適用となる 仕事中や通勤途中での ケガ



※医師や柔道整復師の診断又は判断によります

接骨院・整骨院にかかる場合の注意事項!

- ▽ 健康保険の対象にならない場合もありますので、何が原因で負傷したのかを 正確に伝えましょう
- ▽ 療養費支給申請書は、必ず自分で署名または押印しましょう
- ▽ 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう
- ▽ 施術が長期にわたる場合は、一度医師の診察を受けましょう

広島県保険者協議会

広島県·全国健康保険協会広島支部·健康保険組合·国民健康保険(市町·組合)·共済組合· 広島県後期高齢者医療広域連合·健康保険組合連合会広島連合会·広島県国民健康保険団体連合会